

滋賀労働局発表  
令和元年 11月 28日(木)

担当	滋賀労働局 雇用環境・均等室	堀 貴志
	雇用環境改善・均等推進管理官	榎並 知之
	労働紛争調整官	水出美加子
	雇用環境改善・均等推進指導官	
	電話 077-522-6648	
	077-523-0024 (夜間)	

## 12月は「ハラスメント撲滅月間」です！！ ～滋賀労働局では、「ハラスメント特別相談窓口」を設置します～

令和元年5月29日に労働施策総合推進法等が改正され、事業主のパワーハラスメント防止対策の義務化やセクシュアルハラスメント防止対策の強化等が盛り込まれました。このたび、増え続けるハラスメントの問題への対応を強化するため、厚生労働省は、12月を「ハラスメント撲滅月間」として設定し、特別の啓発活動を実施します。

滋賀労働局では、「ハラスメント特別相談窓口」を令和2年3月31日まで設置し、事業主・労働者等からの相談を受け付けることとしており、周知方ご協力願います。

### 1 パワーハラスメント対策の法制化～労働施策総合推進法の改正～

- 職場におけるパワーハラスメント防止のために、**雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務**となります（適切な措置を講じていない場合には是正指導の対象となります）。※具体的な措置の内容は、今後指針において示される予定です。
- パワーハラスメントに関する紛争が生じた場合、**調停など紛争解決援助の申出を行うことができるようになります。**

### 2. セクシュアルハラスメント等の防止対策の実効性の向上

～男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法の改正～

- セクハラ等の防止に関する**国・事業主・労働者の責務が明確化**されます。  
事業主・労働者の責務として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。
- 事業主にセクハラ等に関して相談した労働者に対して、事業主が**不利益な取扱い**を行うことが**禁止**されます。
- 事業主は、自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行い、他社が実施する雇用管理上の措置（事実確認等）への**協力を求められた場合にこれに応じるよう努めること**とされます。
- 調停の出頭・意見聴取の対象者が拡大されます。

※企業規模等によって義務化の時期が異なります。（大企業は令和2年6月1日施行予定）

添付資料 滋賀労働局ハラスメント対応特別相談窓口のチラシ

12月は「職場におけるハラスメント撲滅月間」

# ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！

開設期間：令和元年12月2日（月）～令和2年3月31日（火）

働く人も、企業の担当者も、ご相談ください！

職場におけるハラスメントの問題が大きくクローズアップされています。

本年6月に労働施策総合推進法等が改正され、事業主に対する職場のパワーハラスメント防止対策の義務化、セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化等が盛り込まれました。

同僚間のパワハラ



部下から上司へのパワハラ



パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、いわゆるマタニティハラスメントなど、様々なハラスメントのことでお悩みの方、お困りの方、一人で悩まず、ぜひ相談窓口にご相談ください！



## パワーハラスメント（パワハラ）とは

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの優越的な関係を背景とした、業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動により、職場環境を害すること（身体的若しくは精神的な苦痛を与えること）をいいます。

## セクシュアルハラスメントとは

職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗（しつよう）な誘い、身体への不必要的接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなることをいいます。

## 妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い、および妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントとは

妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等を理由として、事業主が行う解雇、減給、降格、不利益な配置転換、契約を更新しない（契約社員の場合）といった行為を「不利益取扱い」といいます。

また、妊娠・出産したこと、育児や介護のための制度を利用したこと等に関して、上司・同僚が就業環境を害する言動を行うことを「ハラスメント」といいます。

このほか・・・

働く人

- ◆ 妊娠を報告したら、事業主から「退職してもらう」と言われました。
- ◆ 非正規の社員も、産休・育休を取れるのでしょうか？
- ◆ 会社として、妊娠等した労働者に、このような取扱いをしたら、均等法などに違反しますか？

働く人

企業の担当者

企業の担当者

・・・などのご相談にも対応します。

相談して  
ください！

## 滋賀労働局があなたのお力になります！

匿名でも大丈夫 プライバシーは厳守します。

まずは相談してください！！ 相談は無料です！



Q. どのような相談ができますか？

A. 職場でのパワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、また、上司・同僚からの妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱いやハラスメントなど、職場における様々なハラスメントの問題についてご相談いただけます。

Q. 女性しか相談できませんか？

A. 男性もご相談いただけます。また、労働者、事業主どちらからのご相談も受け付けます。

Q. ハラスメントがきっかけで会社ともめています。労働局ではなにをするのですか？

A. 相談者のご希望や状況を踏まえ、会社に事実確認を行い、その状況に応じて会社に働きかけを行います。相談者の了解なしに、会社に相談者の情報を提供することはありません。会社との間に紛争が生じている場合は、助言・指導やあっせん、調停会議による紛争解決援助を行っています。

### 滋賀労働局 ハラスメント対応特別相談窓口

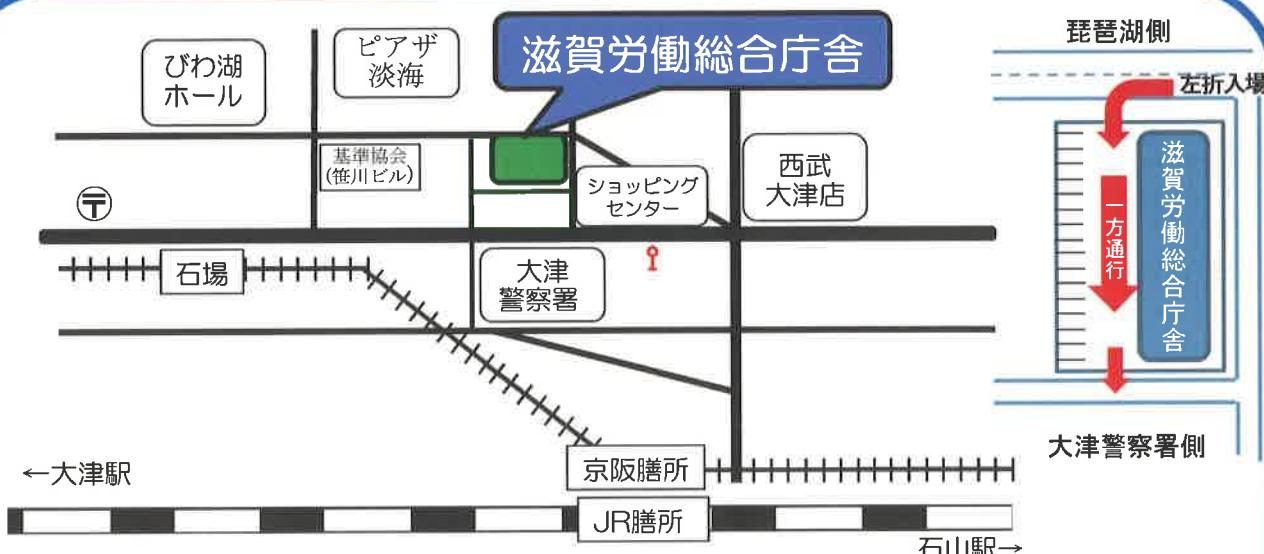
受付時間 8時30分～17時15分（閉庁時刻）

※時間をかけて、丁寧にご相談に対応しています。

できるだけお早めにお電話またはご来庁ください。

電話番号 077-523-1190

住 所 大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎 4階



- 駐車場は駐車台数が限られているため、公共交通機関をご利用ください。
- 庁舎内駐車場は、琵琶湖側から大津警察署方向に一方通行です。  
駐車場には琵琶湖側から左折で入場ください。